

平成 30 年度 第 2 回 菰野町入札監視委員会 議事概要

開催日及び開催場所	平成 31 年 3 月 27 日 庁舎 3 階 303 会議室
出席者氏名	委 員 長 山本 哲士 委 員 上ノ平 稔 委 員 澤田 博
審議対象期間	平成 30 年 9 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 27 日
抽出案件	4 件
審議事項	抽出事案について <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業 振子川雨水幹線整備工事その 2 ・ 農地耕作条件改善事業 川北地内用排水路工事その 2 ・ ライフライン機能強化事業 大羽根浄水場耐震工事 ・ 菰野町清掃センター 2号バグフィルターろ布更新工事
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注工事総括表 ・ 入札方式別発注工事一覧表 ・ 指名停止等の運用状況
質問・意見	<p>1 委員長の互選及び委員長職務代理者の指名について 委員長及び委員長職務代理者については、以下のとおり決定した。 委 員 長 山本 哲士 氏 職務代理者 上ノ平 稔 氏</p> <p>2 発注工事総括表、入札方式別発注工事一覧表、指名停止等の運用状況について</p> <p>(契約状況について)</p> <p>委 員：電気工事 3 件について、いずれも応札者が 1 者ですが、何か理由はありますか。</p> <p>事務局：3 件のうち 1 件の工事については、遠方監視装置等の機能を増設するものです。特殊な工事のため、受注実績等の基準を設定し発注しました。応札対象業者は数者ありましたが、結果的に 1 者の応札となりました。他の 2 件の工事については、地域要件が町内業者のみとなります。応札対象業者は数者ありましたが、町内の電気工事登録業者が少ないこともあり、1 者のみの応札になったと考えられます。一般競争入札については、ホームページや新聞に公告を掲載し、広く周知しておりますので、競争性は保たれていると考えます。</p>

3 抽出事案について

(公共下水道事業 振子川雨水幹線整備工事その 2)

委員：この案件の工事は未整備区間だったのですか。

担当課：未整備であった部分の河川について、地域住民からの要望により整備することになりました。

委員：変更契約が 2 回ありますが、1 回目の変更は工期の変更ですか。

担当課：工期の延長と増額による変更です。

委員：2 回目の変更は工事内容の変更ですか。

担当課：盛土工を追加し、増額となりました。

委員：完成検査はいつですか。

担当課：今日、完成検査です。

(農地耕作条件改善事業 川北地内用排水路工事その 2)

委員：仮設道路は工事車両用のものですか。

担当課：施工箇所が田と田の間にあり道路に隣接していないため、工事車両の進入路として仮設道路を作ります。

委員：各筆排水管工について、個人負担はありますか。

担当課：本来ならば地元負担を求めるところですが、もともと町の河川だった箇所、もしくは現在も町の河川である箇所などについては、負担金は徴収していません。

委員：前払金の比率はどれくらいですか。

事務局：請負金額の 40% です。上限は 1 億円です。

委員：前払の回数は 1 回ですか。

事務局：前払金については 1 回です。町としても、より入札に参加しやすい環境整備という意味で、上限の引き上げや中間前払い制度の導入などについて、他市町の状況も確認しながら検討しているところです。

委員：基礎材を敷く地盤はしっかりしていますか。

担当課：しっかりしています。弱い地盤については、碎石を厚く敷きます。

委員：現場打ちのコンクリートには鉄筋は入っていますか。

担当課：入っています。

委員：基礎杭は打ちますか。

担当課：打ちません。

(ライフライン機能強化事業 大羽根浄水場耐震工事)

委員：地域要件は東海 3 県ですか。

担当課：そうです。工事实績情報システム(コリンズ)により施工実績を確認し、条件に該当した業者を選定しています。

委員：この施設の水は、どこへ配水されるものですか。

担当課：三滝川の南側の地区のうち、湯の山地区を除いた地区で使用されます。

委員：検査を行った結果、耐震工事の必要があるため工事を行っているのですか。

	<p>担当課：そうです。</p> <p>委員：他の浄水場は大丈夫ですか。</p> <p>担当課：潤田浄水場も耐震工事を行う必要がありますが、優先的に大羽根浄水場の工事を行う必要があったため、今回発注しました。今後、順次対応する予定です。</p> <p>委員：このような工事は今後も指名競争入札で行うのですか。</p> <p>事務局：今回のような工事については、指名競争入札で行う予定です。</p> <p>委員：この工事は議会の議決は必要ですか。</p> <p>事務局：水道課発注の案件については、企業会計であり地方公営企業法により地方自治法の適用除外の規定があるため、議会の議決は必要ありません。</p> <p>（菰野町清掃センター 2号バグフィルターろ布更新工事）</p> <p>委員：工事成績評定点が77点とありますが、これは高いほうですか。</p> <p>事務局：工事成績点配点基準に70点以上、80点未満が工事判定良好とあるので、高いほうだと思います。</p> <p>委員：この工事は随意契約とすることが適正な工事なのですか。</p> <p>事務局：随意契約とするか、入札とするか検討しましたが、結論として随意契約としました。契約金額については、価格の妥当性を確認するため担当課において施工業者から見積書を徴取し、労務費等が適正に計上されているか等の確認をしています。</p> <p>委員：契約内容の確認はしていますか。</p> <p>事務局：競争入札参加資格審査会にて、契約内容の確認を行っています。</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注工事総括表、入札方式別発注工事一覧表、指名停止等の運用状況一覧表 ・各抽出事案の競争入札結果表、施工場所位置図、工事台帳